

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

大村市の“まち・ひと・しごと”の創生を支える道路ネットワークの構築と保全

2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県大村市

3 地域再生計画の区域

長崎県大村市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

大村市は長崎県のほぼ中央部に位置する地域である。本市の人口は97,283人（令和2年10月時点）で1970年から約50年間増え続けており、県内13市の中で唯一人口増加を続けている成長都市である。また、長崎空港をはじめ高速道路インターチェンジを有しており、令和4年度開業予定の九州新幹線西九州ルートにおける新幹線新駅が整備されるなど県内における高速交通の要衝都市でもある。

そうした強みを活かしながら積極的な企業誘致や産業の振興を図るとともに、公共施設や道路などのハード整備や子育て支援などのソフト整備の両面を充実させることで定住・移住を促進し、さらなる成長を目指している。

また、本市は、緑豊かな多良山系から延びる緩やかな扇状地をなし、「琴の海」と呼ばれる波静かな大村湾に接する特有の地形を有していることから、それらの地形を活かした農作物や果物の生産、魚業が盛んであり、中山間地域においては畜産業や林業の従事者も多く、市内各地域で特色ある農林水産業が営まれている。特に、市内を通る広域農道の周辺では農業が盛んに行われており、広域農道は営農者はもとより市民の生活道路としてや農作物の輸送路としても重要な役割を担っている。さらには、農産物等の集出荷施設や地場産品を販売する産直施設をはじめ、果物狩りなどの体験ができるグリーン・ツーリズム拠点施設や民泊農家が立地しており、交通弱者をはじめ観光客が利用する乗合タクシーも運行されているなど、農業用道路としての側面だけでなく、市内外からの観光客にも多く利用されている路線である。そのため、広域農道沿線を含む地域は、本市の魅力を伝える重要な観光資源として期待されており、本市が策定した『大村市まち・ひと・しごと創生総合戦略』においても重要な分野の一つに位置付けている。

4-2 地域の課題

本市は人口増加を続けている一方で、少子高齢化の進展や就職・就学等による若年層の市外流出が喫緊の課題となっており、さらなる「子育て支援の充実」「働く

場の確保」「活気あるまちづくり」が求められている。また、それらの課題を背景として主要な産業である農林水産業においても農業者の減少や耕作放棄地の増加、担い手不足などの問題が加速しており、中山間地域の人口も減少するなど地域コミュニティの衰退も懸念されている。さらには、地域の生活基盤となる市道や広域農道などの道路インフラにおいても拠点施設等へアクセス性が悪い区間があるとともに、老朽化も急速に進んでいる状況である。そして、近年頻発する大規模な自然災害時の緊急輸送や避難路としての機能強化は必要不可欠であり、これらの早期解決が求められている。

そこで、魅力ある地場産業や観光の振興、地域コミュニティの維持を図るためには、充実した道路インフラが下支えとなり、交通利便性の向上はもとより、農林水産業の効率化や生産性の向上、観光交流の活性化が必要であり、それらを実現することで、働く場を創出し、若年層の人口流出を抑え、定住人口の確保や担い手不足の解消を促していく必要がある。そのためにも、大村市の“まち・ひと・しごと”を支える道路ネットワークの構築と保全が急務となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金を活用して市道と広域農道を一体的に整備することにより、市民生活における交通利便性の向上を図るとともに、農林水産業の振興を下支えする充実した道路インフラを構築する。また、令和4年度の九州新幹線西九州ルート開業を見据え、観光拠点施設等へのアクセス性を改善することで、観光客の回遊性の向上を図る。そうした道路の整備に合わせ、さらなる農林水産業の振興や観光交流の活性化を目的として、関連事業である「農業の生産性の向上と販路拡大」や「グリーン・ツーリズム推進事業」などの取組を実施し、相乗効果を図る。

その結果、地域全体として「大村市の“まち・ひと・しごと”の創生を支える道路ネットワークの構築と保全」を実現し、市民の生活を支えつつ、農林水産業の振興や観光交流の活性化に寄与することにより「行きたい！働きたい！住み続けたい！」まち大村を目指すものである。

- (目標1) 交通利便性と回遊性の向上（道路や公共交通の利用に関する市民満足度）
40%（令和2年度）→54%（令和9年度）
- (目標2) 農林水産業の振興と担い手の確保（新規就農者の確保）
16人（令和2年度）→16人（令和9年度）
- (目標3) 観光交流の活性化（「道の駅 長崎街道鈴田峠」の年間利用者数）
246千人（令和2年度）→251.6千人（令和9年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

大村市は、西側に大村湾、東側に多良山系を有しており、南北に細長いコンパクトな市街地を形成している。そこへ長崎自動車道が縦断するとともに、国道34号

など主要な幹線道路が整備されており、長崎空港も有していることから、近隣地域をはじめ大都市圏からのアクセスは容易である。しかしながら、主要な幹線道路以外の市道は整備が遅れている箇所も多い。特に中山間地域においては、広域農道が幹線道路的な役割を果たしているが、老朽化が急速に進んでいることに加え、そこから延びる市道の整備も遅れており、幹線道路をはじめ直売所や観光拠点などの主要拠点へのアクセス道路が弱い。

このため、観光客が市内を素通りしてしまうなど、地域の魅力を十分に伝えられていない。また、地域住民や観光客の利便性の問題に加えて、令和2年7月豪雨のような災害時には、緊急車両の通行や避難路の確保が必要不可欠である。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、「広域農道多良岳西部線」を中心として、そこから延びる市道である「市道高縄手古田線」「市道平ノ前丸尾線」の道路拡幅や、幹線道路や拠点施設へアクセスする「市道鬼橋線」「市道池ノ本北宿」の道路拡幅、緊急輸送路としての役割を担う「市道杭出津松原線」「市道坂口皆同線」の保全対策などを行うことにより、交通利便性が高く災害に強いのみならず、地場産業の競争力強化に資する道路ネットワークの構築を図る。

それによって、地域の魅力ある観光拠点等へのアクセス性が向上し、観光客の増加・滞在時間の延長を図るとともに地域住民との交流も促進される。加えて、農林水産業における効率化により生産コストを抑えることで、生産性を向上させ地場産業の振興を図る。また、市民の交通利便性が高まることや災害時の不安も払拭されることなどから、定住に向けた機運が高まることが期待される。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。()内は認定年月日。

市道池ノ本北宿線 (昭和56年3月5日)

市道高縄手古田線 (昭和56年3月5日)

市道鬼橋線 (昭和56年3月5日)

市道平ノ前丸尾線 (昭和56年3月5日)

市道杭出津松原線 (昭和56年3月5日)

市道坂口皆同線 (昭和56年3月5日)

- ・広域農道の保全対策

広域農道多良岳西部線

[施設の種類] [事業主体]

・市道 大村市

・広域農道 大村市

[事業区域]

・大村市

[事業期間]

- ・市道 令和3年度～令和9年度
- ・広域農道 令和3年度～令和9年度

[整備量及び事業費]

- ・市道 3.98 km、広域農道 2.39 km
うち広域農道の保全対策（保全対策）2.39 km¹箇所
- ・総事業費 1,864,000 千円（うち交付金 932,000 千円）
市道 1,620,000 千円（うち交付金 810,000 千円）
広域農道 244,000 千円（うち交付金 122,000 千円）
うち広域農道の保全対策 244,000 千円（うち交付金 122,000 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R2)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
指標1 農産品等の販路拡大とPR 農業及び水産業イベント来場者数	27,000人	27,250人	27,500人	27,700人	27,775人	27,850人	27,925人	28,000人
指標2 グリーン・ツーリズムの推進 市内民泊施設の延べ宿泊者数	560人	568人	576人	584人	592人	600人	608人	616人

毎年度終了後に大村市の職員が必要な進捗調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び農道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携やアクセス性の向上といった地域再生の目標達成に資するとともに、効率的な予算執行を行うことから全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

なお、市道池ノ本北宿線、市道高縄手古田線、市道鬼橋線、市道平ノ前丸尾線、市道杭出津松原線、市道坂口皆同線及び広域農道多良岳西部線は、令和2年6月に策定した「大村市国土強靱化地域計画」に基づき事業を実施するものである。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「大村市の“まち・ひと・しごと”の創生を支える道路ネットワークの構築と保全」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 大村市橋梁長寿命化修繕計画（道路メンテナンス事業）

内 容 道路橋の定期的な点検を行いながら適切な時期に修繕を実施することでライフサイクルコストの縮減を図り、道路橋の長寿命化を推進する。（国土交通省補助事業）

実施主体 大村市

実施期間 令和2年4月～令和12年3月

(2) 大村レインボーロード保全対策事業（農村地域防災減災事業）

内 容 広域農道多良岳西部線（大村レインボーロード）の安全対策や長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図るため、保全対策として橋梁や函渠等の耐震補強を実施する。（農林水産省交付金事業）

実施主体 長崎県

実施期間 平成25年4月～令和7年3月

(3) 農業の生産性の向上と販路拡大

内 容 省力化機械の導入や地域特性に応じた農産物の振興を行うことで、生産性の向上に取り組む。また、農産物のブランド化と販路拡大や6次産業化等を推進する。

実施主体 大村市

実施期間 平成6年4月～令和8年3月

(4) 大村の農業を新たに担う「担い手」づくり事業

内 容 大村で農業を営む農業者を市外から呼び込む方策を実施する。また、就農開始、規模拡大や所得向上のための農業設備や機材購入費用の一部を補助するほか、JAに対し経営規模拡大資金の原資を預託し低利の融資制度により支援する（大村市単独事業）。

実施主体 大村市

実施期間 平成26年4月～令和8年3月

(5) グリーン・ツーリズム推進事業

内 容 市内における交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、農家民泊のさらなる拡大、安定的な宿泊の定着を目指す（民間事業）。

実施主体 大村市グリーン・ツーリズム推進協議会

実施期間 令和2年4月～令和8年3月

(6) 生活バス路線関連事業（地域公共交通確保維持改善事業）

内 容 生活交通手段の確保が困難となった地域について、乗合いタクシーを運行し、幹線バスと連携しながら、生活交通手段の確保と交通空白地域の解消を図る（大村市単独事業）。

実施主体 大村市

実施期間 平成29年7月～令和8年3月

6 計画期間

令和3年度～令和9年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に大村市が必要な調査を行い、速やかに達成状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、大村市の各部局が保有するデータを用い、中間評価、事後評価の際には、毎年のアンケートや聞き取り調査をもとに基準日時点での集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (中間年度)	令和9年度 (最終目標)
目標1 道路や公共交通の利用 に関する市民満足度	40%	48%	54%
目標2 新規就農者の確保	16人	16人	16人
目標3 「道の駅 長崎街道鈴 田峠」の年間利用者数	(平成26年度) 246千人	249.2千人	251.6千人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
道路や公共交通の利用に 関する市民満足度	大村市の毎年実施する市民満足度調査データより
新規就農者の確保	大村市独自で実施する毎年の公表データより
「道の駅 長崎街道鈴田 峠」の年間利用者数	大村市独自で実施する毎年の年間利用客数の公表データより

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（大村市のホームページ）の利用により公表する。